

当初設計書		設計		精算	
起工番号：企下整委第12号 業務期間：150日間 会計年度：令和7年度 単価世代：令和07年06月01日 公共 事業名：公共下水道事業 諸経費率：公共 令和06年10月01日 業務名：下水道管路特別重点調査業務委託 設計部課名：上下水道部下水道整備課 業務場所：久留米市 津福本町外 地内					
設計概要	(当初設計)				
	視覚調査工				
	本管TVカメラ調査工(管径1500mm以上2000mm以下)(夜間) 1681m				
	本管潜行目視調査工 262m				
	マンホール目視調査工(夜間) 1基				
	マンホール目視調査工 1基				
	点検工				
	マンホール蓋点検工(夜間) 1基				
	マンホール蓋点検工 1基				
	打音調査工				
	圧縮強度試験工(夜間) 6測点				
	報告書作成工				
	本管TVカメラ調査工 1681m				
	本管潜行目視調査工 262m				
	マンホール目視調査工 2基				
	マンホール蓋点検工 2基				
	圧縮強度試験工 6測点				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本委託費	1	式				
視覚調査工	1	式				
本管TVカメラ調査工(夜間) 管径1500mm以上2000mm以下	1,681	m			A 1 号	下水道管路管理積算資料 夜間
本管潜行目視調査工 内径1500以上	262	m			A 2 号	下水道施設維持管理積算要領
マンホール目視調査工(夜間)	1	基			A 3 号	下水道施設維持管理積算要領 夜間
マンホール目視調査工	1	基			A 4 号	下水道施設維持管理積算要領
点検工	1	式				
マンホール蓋点検工(夜間)	1	基			A 5 号	下水道管路管理積算資料 夜間
マンホール蓋点検工	1	基			A 6 号	下水道管路管理積算資料
打音調査工	1	式				
圧縮強度試験工(夜間) 管きょ	6	測点			A 7 号	下水道管路管理積算資料 夜間
報告書作成工	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
報告書作成工 本管テレビカメラ調査工 大口径 直視側視式	1,681	m			A 8 号	下水道管路管理積算資料
報告書作成工 本管潜行目視調査工	262	m			A 9 号	下水道施設維持管理積算要領
報告書作成工 マンホール目視調査	2	基			A 10 号	下水道施設維持管理積算要領
報告書作成工 マンホール蓋点検工	2	基			A 11 号	下水道管路管理積算資料
報告書作成工 圧縮強度試験工	6	測点			A 12 号	下水道管路管理積算資料
仮設工	1	式				
交通管理工	1	式				
交通誘導警備員 A	1	人日			施 1 号	-5-21-1 夜間
交通誘導警備員 B	19	人日			施 2 号	-5-21-1 夜間
交通誘導警備員 B	4	人日			施 3 号	-5-21-1
換気工	1	式				
マンホール換気工(夜間)	7	日			A 13 号	下水道管路管理積算資料 夜間

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
マンホール換気工	1	日			A 14 号	下水道管路管理積算資料
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 1 号 A代価表 】 本管TVカメラ調査工(夜間) 管径1500mm以上2000mm以下 (下水道管路管理積算資料 ,夜間)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
調査技師 測量技師	1	人			単 1 号	夜間
調査技師補 測量技師補	1	人			単 2 号	夜間
調査助手 測量助手	1	人			単 3 号	夜間
調査補助員 測量補助員	3	人			単 4 号	夜間
本管テレビカメラ搭載車運転工(3) 直視側視式 大口径管	1	日			施 4 号	夜間
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 2 号 A代価表 】 本管潜行目視調査工 内径1500以上 600 m 当り (下水道施設維持管理積算要領 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管路調査技師 測量技師	1	人			単 5 号	
管路調査助手 測量技師補	1	人			単 6 号	
管路調査作業員 普通作業員	3	人			単 7 号	
ライトバン運転工	1	日			単 8 号	
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 3 号 A代価表 】 マンホール目視調査工(夜間) (下水道施設維持管理積算要領 ,夜間)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管路調査技師 測量技師	1	人			単 9 号	夜間
管路調査助手 測量技師補	1	人			単 10 号	夜間
管路調査作業員 普通作業員	1	人			単 11 号	夜間
ライトバン運転工	1	日			施 5 号	夜間
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 4 号 A代価表 】						
マンホール目視調査工						
(下水道施設維持管理積算要領 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管路調査技師 測量技師	1	人			単 5 号	
管路調査助手 測量技師補	1	人			単 6 号	
管路調査作業員 普通作業員	1	人			単 12 号	
ライトバン運転工	1	日			施 6 号	
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 5 号 A代価表 】						
マンホール蓋点検工(夜間)						
(下水道管路管理積算資料 ,夜間)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
調査技師 測量技師	1	人			単 1 号	夜間
調査補助員 測量補助員	1	人			単 4 号	夜間
ライトバン運転工	1	日			単 13 号	夜間
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 6 号 A代価表 】						
マンホール蓋点検工						
(下水道管路管理積算資料 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
調査技師 測量技師	1	人			単 14 号	
調査補助員 測量補助員	1	人			単 15 号	
ライトバン運転工	1	日			単 16 号	
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 7 号 A代価表 】						
圧縮強度試験工(夜間) 管きょ						
(下水道管路管理積算資料 ,夜間)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
調査技師 測量技師	1	人			単 1 号	夜間
調査技師補 測量技師補	1	人			単 2 号	夜間
調査助手 測量助手	1	人			単 3 号	夜間
調査補助員 測量補助員	3	人			単 4 号	夜間
トラック運転工 2 t 積 110kW	1	日			単 17 号	夜間
ライトバン運転工	1	日			単 13 号	夜間
諸雑費	1	%				
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 8 号 A代価表 】 報告書作成工 本管テレビカメラ調査工 大口径 直視側視式 (下水道管路管理積算資料 ,) 600 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管理主任技師 技師(A)	0.6	人			単 18 号	
管理技師 測量主任技師	1	人			単 19 号	
調査技師 測量技師	1	人			単 14 号	
調査技師補 測量技師補	1	人			単 20 号	
諸雑費	5	%				
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 9 号 A代価表 】 報告書作成工 本管潜行目視調査工 (下水道施設維持管理積算要領 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管理技師 測量主任技師	1	人			単 19 号	
管路調査技師 測量技師	1	人			単 5 号	
管路調査助手 測量技師補	1	人			単 6 号	
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 10 号 A代価表 】 報告書作成工 マンホール目視調査						
(下水道施設維持管理積算要領 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管理技師 測量主任技師	1	人			単 19 号	
管路調査技師 測量技師	1	人			単 5 号	
管路調査助手 測量技師補	1	人			単 6 号	
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 11 号 A代価表 】 報告書作成工 マンホール蓋点検工 80 基 当り (下水道管路管理積算資料 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管理主任技師 技師(A)	0 3	人			単 18 号	
調査技師 測量技師	1	人			単 14 号	
調査技師補 測量技師補	1	人			単 21 号	
諸雑費	3	%				
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 12 号 A代価表 】						
報告書作成工 圧縮強度試験工						
(下水道管路管理積算資料 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管理主任技師 技師(A)	0.3	人			単 18 号	
管理技師 測量主任技師	1	人			単 19 号	
調査技師 測量技師	1	人			単 14 号	
調査技師補 測量技師補	1	人			単 21 号	
諸雑費	2	%				
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 13 号 A代価表 】						
マンホール換気工(夜間)						
(下水道管路管理積算資料 ,夜間)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ライトパン運転工	1	日			単 13 号	夜間
発動発電機運転工(1)	1	日			単 22 号	夜間
送風機損料 軸流式 風量 50/60m3/min	1	日				
諸雑費	12	%				
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託

【 第 14 号 A代価表 】 マンホール換気工 1 日 当り (下水道管路管理積算資料 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ライトパン運転工	1	日			単 16 号	
発動発電機運転工(1)	1	日			単 23 号	
送風機損料 軸流式 風量 50/60m3/min	1	日				
諸雑費	12	%				
計						
単位当たり						

下水道管路特別重点調査業務委託 一般仕様書

令和 7年 6月

久留米市企業局 上下水道部 下水道整備課

第1章 総 則

1.1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、久留米市（以下、発注者という。）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、調査という。）に適用する。
- (2) 業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和 6 年 10 月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査等を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則、その他関連法規等を遵守しなければならない。
 - 1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規
 - 2) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規
 - 3) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規
 - 4) 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年法律第 42 号）及び同法関連法規
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。
受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5 公益確保の責務

受注者は、業務を行うにあたっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6 賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届 (2) 工程表 (3) 業務計画書
(4) 酸素欠乏危険作業主任者届 (5) 完了届 (6) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときはそのつど承認を受けるものとする。

1.10 業務計画書

業務計画書は、契約締結後速やかに作成し、監督職員に提出しなければならない。
業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程
(4) 業務組織計画 (5) 使用する主な基準類
(6) 連絡体制(緊急時含む) (7) 成果物の品質を確保するための計画
(8) その他、監督職員が必要と認めたもの

1.11 業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に市の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14 引渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 調査・設計業務カルテの作成登録

受託者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20 設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（令和 3 年 4 月）久留米市」によることとする。

1.21 ワンデーレスポンス

「ワンデーレスポンス実施要領」に基づき、問題の解決に向けた迅速な解決を図るため、受注者は業務中において、質問や協議すべき問題が発生した場合、速やかに文書にて発注者に報告することとする。

1.22 ウィークリースタンス

「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者間における仕事の進め方として、1 週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、業務等の業務環境を改善し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上に努めること。

第 2 章 暴力団排除に関する事項

2.1 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第 3 章 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

3.1 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第 4 章 障害者差別の解消に関する事項

4.1 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

下水道管路特別重点調査業務委託
特 記 仕 様 書

令和 7 年 6 月

久留米市企業局 上下水道部 下水道整備課

第1章 総 則

1.1 業務の目的

「下水道管路特別重点調査業務委託」（以下、本業務という。）は、大規模な道路陥没を踏まえた下水道管路の全国特別重点調査の実施に伴うものであり、下水道管路施設の調査及び診断を行い、下水道に起因する道路陥没を未然に防ぐとともに下水道管路施設の劣化・腐食等の緊急度判定し、対策の必要となる箇所を把握することを目的とするものである。

1.2 適用範囲

本特記仕様書は、「下水道管路特別重点調査業務委託」に適用するものとする。

1.3 業務内容

(1) 名 称	下水道管路特別重点調査業務委託		
(2) 位 置	久留米市 津福本町外 地内（別紙位置図のとおり）		
(3) 設 計 内 容	視覚調査工	1 式	
	点検工	1 式	
	打音調査工	1 式	
	報告書作成工	1 式	
(4) 調 査 対 象	全国特別重点調査対象管路延長		1,943m
	優先実施（令和7年7月中調査診断完了）		579m
	優先以外（令和7年11月中調査診断完了）		1,364m

1.4 業務の実施基準

- (1) 受注者は最上級の技術を動員して正確・丁寧に業務を行い、成果は所定の条件を満足するものでなければならない。
- (2) 受注者は業務の遂行に当たっては、対象地域の状況等を十分考慮し、実施しなければならない。
- (3) 本特記仕様書及び添付図面は、業務に必要な諸元及び資料のうち、主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、受注者は業務上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

1.5 設計条件

- (1) 調査業務は、現地の状況を十分把握しながら設計実施に耐えうるよう細部にわたって配慮すること。
- (2) 根拠及び参考文献等は、詳細に記述すること。

1.6 管理技術者及び技術者

管理技術者は、コンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有していなければならない。

1.7 資料等の貸与及び返却

- (1) 受注者は、業務上必要な図面・資料等の提出を、発注者に請求することができる。

- (2) 発注者は、受注者より請求された図面・資料等のうち、必要と認められたものを提出する。

1.8 成果品及び報告書の提出

- (1) 業務が完了したときは、受注者の内部における検査を実施し、成果品及び報告書の内容を精査した後、発注者に提出し審査を受けなければならない。
- (2) 発注者は、提出された成果品及び報告書を審査し、訂正又は修正の必要が認められたときは、受注者に訂正・修正の指示をするものとする。
- (3) 受注者は、第2項の審査を受けた後、または、必要が認められた内容の訂正・修正後、検査職員の検査を受け、所定部数を発注者に提出するものとする。

1.9 成果品の使用等

成果品はすべて発注者に帰属し、受注者は発注者の承諾を受けずに複写・公表・閲覧することは一切認めない。

第2章 事前準備

2.1 資料の収集

下水道台帳、既設管の竣工図書、既存修繕資料、土質調査・試掘調査資料、地下埋設物、管路施設構造関係等その他必要な資料の収集及び確認を行う。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、道路状況、調査対象マンホール位置、土地利用等現地を十分に把握し、交通規制の必要性、支障物件、管路調査に伴う制約等の調査を行う。

2.3 通行規制等の周知

調査に伴い通行規制及び周辺住民への周知が必要な場合は、事前に周知対策を行い居住者及び通行人や交通への影響対策を行うこと。

第3章 緊急度診断

3.1 診断基準等

受注者は、業務の実施にあたっては、最新の技術基準及び久留米市の指定する図書並びに本仕様書第6章準拠すべき図書に基づいて行うものとするが、本業務の特性に鑑み、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会による資料等の全国特別重点調査の基準を準拠するとともに、ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き及びスクリーニング調査を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン等についても診断基準として準拠し、診断判定を行うものとする。

3.2 診断結果報告

本業務において、全国特別重点調査対象管路の優先実施の範囲については令和7年7月末日までに遅滞なく調査・診断判定を行い、履行期間内においても監督職員

に指示された期限までに提出すること。なお、陥没等の恐れがある場合には随時報告を行い、事故等を未然に防ぐための対策を検討すること。

第4章 調査一般

4.1 一般事項

- (1) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (2) 請負者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (3) 請負者が監督職員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (4) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (5) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設備等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。
- (6) 酸素欠乏危険場所及び酸素欠乏硫化水素の発生場所に立ち入る場合には、関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

4.2 調査作業項目及び内容

業務における調査項目及び内容は以下の通りとする。

(1) 調査計画

現地踏査及び資料収集等により、管路調査にかかる調査手順・調査方法・現場組織図・使用機器・安全対策・関係機関との調整・緊急時連絡体制等を提出し、遅滞なく調査が行えるよう計画をたて作業員に危険のないよう調査体制を構築すること。調査内容としては、全国特別重点調査の実施フローにある緊急度の判定が行えるよう調査計画を立案し監督職員に確認すること。

(2) テレビカメラによる調査

- 1) 本管の調査は原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
- 2) 本管の調査にあたっては、委員会の提言※に基づき、管の腐食（骨材・鉄筋の露出状況、管壁の状況）、上下方向のたるみ（たるみの程度、流下状況）及び破損の診断（クラック、侵入水など）を調査する。
全区間撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。
- 3) 本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- 4) 管内に異常が発見された場合は、DVD等とは別に、モニターから写真撮影を行うものとする。

※埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没を踏まえた下水道管路の全国特別重点調査の実施について(提言)

(3) 目視による調査・点検（本管潜行目視調査、マンホール目視調査、マンホール蓋点検）

- 1) 対象管路施設の構造、劣化や腐食状況、たるみ、クラックや破損、侵入水、堆積物等の状態等を評価基準に則り緊急度判定が行えるよう調査を行うものである。

- 2) 管路施設内においては、管路管径及び管路内作業人数に応じた十分な換気を行い常時酸素欠乏空気・有毒ガスによる事故がないよう対応し、また流量等についても安全が確保できた状態で事故のないよう調査を行うこと。
- 3) 換気のみによる目視調査が危険であると判断される場合には、エアライン等の使用により調査を行うこと。また、調査方法についても目視調査に関わらず大口径用テレビカメラ車やドローン等最新技術による作業員の安全確保・調査期間の短縮に努め、使用機器等の機能・仕様等を提出し設計変更対象の可否を監督職員と協議すること。
- (4) 打音調査
詳細調査の結果、優先箇所で緊急度Ⅰ、Ⅱと判定されなかった管渠は、打音調査等（圧縮強度試験）により緊急度を判定する。
テストハンマーによる反発度の測定は、土木学会基準「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（案）（JSCE-G 504-2007）」に定められた方法で行う。
- (5) 報告書作成
 - 1) 調査結果は報告書を作成し、提出すること。
 - 2) 調査結果をDVD等に収録する場合は、一般用DVD等に収録すること。
なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径並びに距離等を表示すること。
 - 3) 令和7年7月末までに監督職員の指定した優先実施である579mについて調査結果をとりまとめ提出すること。さらに、Bランク以上の異常箇所が確認された場合には、上記の期限によらず、前述の案内図、調査票、異常箇所の写真等、異常の状態が確認できる資料を速やかに監督職員に提出すること。

4.3 安全管理

- (1) 作業中は、気象状況に十分注意を払い、豪雨出水等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (2) 受注者は、調査等に従事するものに対して定期的に安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。また、労働安全衛生法施行規則で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務についての教育を行うこと。

4.4 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第5章 提出図書

5.1 提出書類

提出書類は、詳細については監督職員と協議し、提出しなければならない。

提出書類として、

- (1) 報告書（A4パイプ式ファイル両開き） 1部
- (2) データ 電子成果品（正・副） 1式
- (3) 各種管理者への提出書類については、監督職員と協議し提出するものとす

- る。
- (4) その他資料（打ち合わせ議事録、監督職員と協議し必要と認められるもの）を1部作成し、データも含め提出する。
 - (5) 現地踏査の記録として、写真台帳（撮影位置図を含む）を作成し、データも含め提出する。
 - (6) 報告書作成に際し、出来る限り市販の表計算ソフトを利用し、電子データも同時に提出すること。なお使用するソフトと電子媒体については監督職員と協議すること。

第6章 参考または準拠すべき図書

6.1 準拠図書

業務に使用する準拠図書は、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。また、最新版図書を参考にして行うものとする。下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会による全国特別重点調査等にかかる資料においては、優先して準拠すること。

- (1) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (3) 管更生の手引き（案）（日本下水道協会）
- (4) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (5) 下水道管路管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (6) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道管路管理業協会）
- (7) マンホール蓋等の取替えに関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (8) 下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）（国土交通省・地域整備局下水道部）
- (9) 下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方（案）（ストックマネジメント検討委員会）
- (10) 下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (11) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (12) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（国土技術政策総合研究所）
- (13) スクリーニング調査を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン（案）（国土技術政策総合研究所）



調査対象図 ①



優先箇所 L=579.3m
本管テレビカメラ調査工 L=579.3m
圧縮強度試験 N=2箇所 (1箇所: 3測点)

優先以外 L=1,101.8m
本管テレビカメラ調査工 L=1,101.8m
マンホール目視調査工 N=2基
マンホール蓋点検工 N=2基

579.3m

442.7m

486.7m

172.4m

久留米市津福今町 付近

調査対象図 ②



優先以外 L=23.0m
本管潜行目視調査工 L=23.0m

大善寺町藤吉

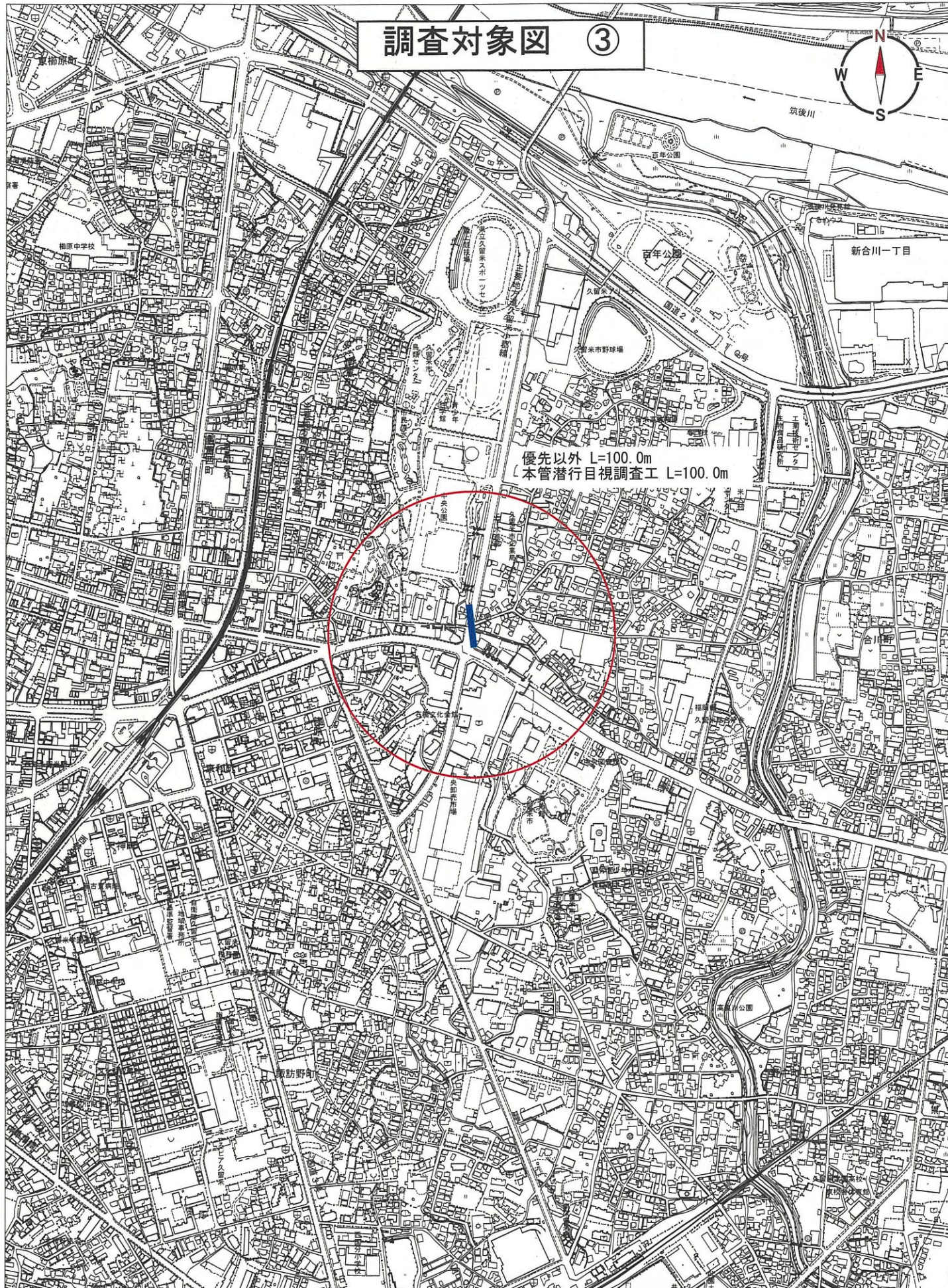
県道宮本大川線

大善寺小学校

大善寺町

久留米市大善寺町 中津 付近

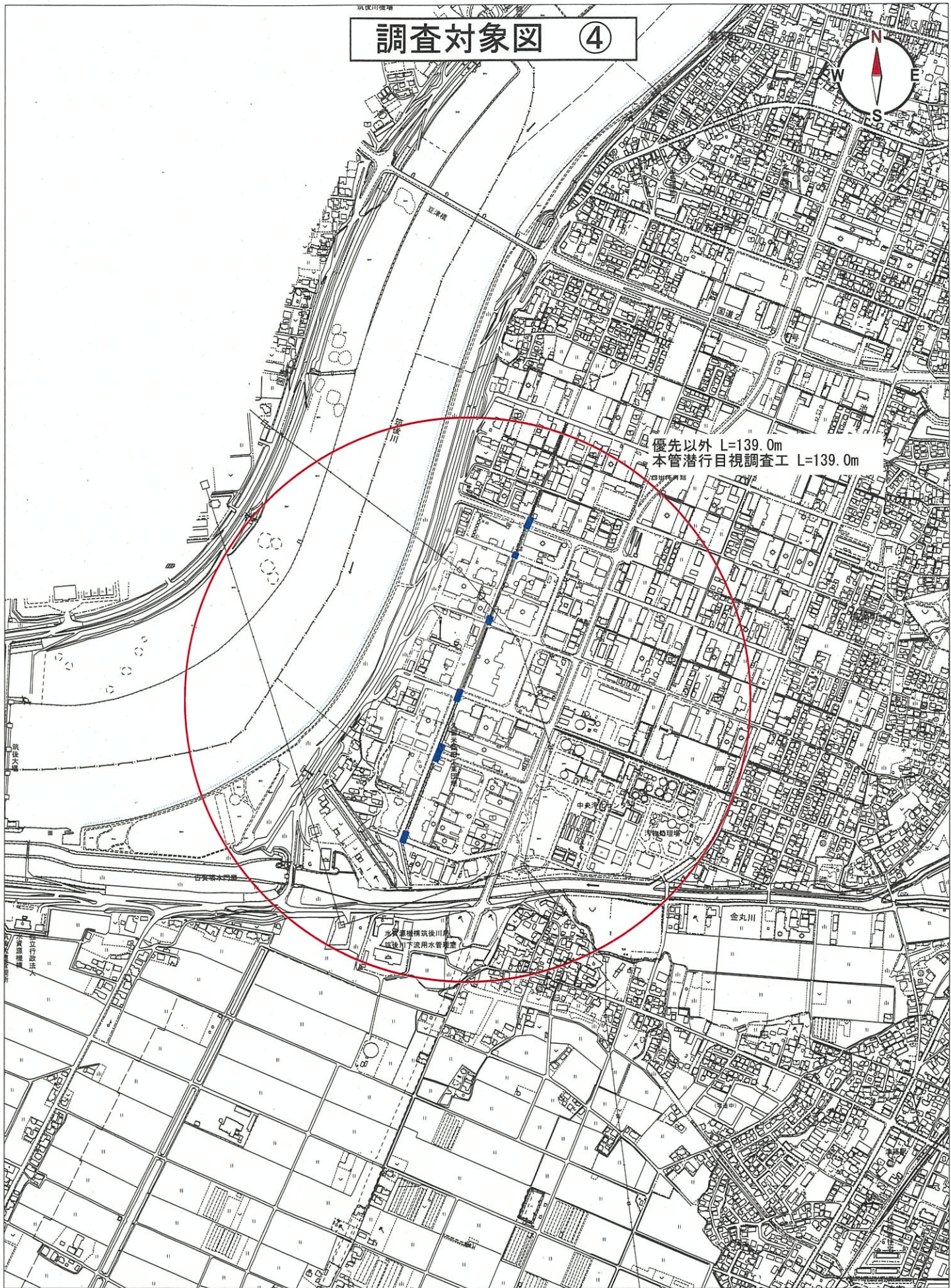
調査対象図 ③



優先以外 L=100.0m
本管潜行目視調査工 L=100.0m

筑後川堤防

調査対象図 ④



優先以外 L=139.0m
本管潜行目視調査工 L=139.0m

久留米市梅満町 付近